

享保期鴻池別家の自分家業制度

安岡 重明

鴻池家の別家制度については、現在いくつかの業績を道して、ある程度の展望が可能となっている。これらの研究の関心は、二種に分類することができる。一つは、別家の経営自体の研究および別家の経営と本家の経営の關係の研究である。もう一つは、別家の経営をあきらかにしながら、鴻池一族の経営活動全体の歴史的な性格およびその変化を追求する研究である。前者の力点が江戸時代における商人資本の存在形態を主たる問題としているのに対し、後者は鴻池の経営組織およびその変化の意味の研究を主たる課題としている点に、相違が認められる。

前者についてはつぎの諸論文をあげることができる（発表順）。安岡重明「両替商別家の経営について——鴻池弥三郎「算用帳」の分析——」（同志社商学、第一三巻第一号、一九六一年）、川上雅「寛文・延宝期鴻池資本の運動形態——「酒仕切目録」の分析——」（ヒストリア、三二・三三号、一九六二年）、同「近世前期大阪商人資本の存在形態——鴻池家経営史料の分析——」（大阪大学経済学、第一二巻第三号、一九六二年）、同「幕末期

鴻池別家経営の性格——鴻池屋金蔵「大福帳」の分析——」（大阪大学経済学、第一二巻第一号、一九六二年）などである。以上の諸論文は、いずれも、鴻池家の別家の経済活動を、本家の経営との関連において論じているが、本家、分家、別家を包括した全体としての鴻池一族の経済活動を支えている経営組織、およびその変化は十分意識的に処理していない。

それに対して鴻池一族内部における結合のあり方に注意を払い、経営組織の歴史の変遷を明治期における鴻池の変化との関連において把握しようとしたものとして、安岡重明「前期的資本の変質過程——鴻池研究の一節——」（同志社商学、第一三巻第五号、一九六二年）、同「享保期における商家奉公人の性格——第十三国立銀行前史——」（同志社大学人文科学研究所、社会科学、一〇号、一九六五年）があり、これらが、さきにも述べた第二の研究方向をもっている。この方向は、享保期前後において、鴻池本家を中心とした鴻池一族の結合形態が変化していくことに注目し、鴻池本家の同族成員に対する統制強化が、分家別家の主体性を喪失させ、本家を機能資本化とし、分別家を無機能資本家とする一種の会社形態を實現しようとしていたことをあきらかにしようとしている。この観点からは、まだ十分に追求されたとはいえず、また多くの基礎作業を必要としている。そのひとつに、分家や別家の創設事情の解明という問題がある。

さいわい、本年三月、鴻池合名の平井鋭夫氏の御厚意で森泰博氏、藤田貞一郎氏とともに拝見した鴻池新田会所所蔵文書のなかに、未見の享保期の分家・別家史料をみいだすことができ

た。ここでは、右の史料のうち、別家の自分家業に關するものを選び、紹介することにした。

二

すでに別稿「享保期における商家華公人の性格」(前掲)においてあきらかにしたように、鴻池善右衛門家においては、十八世紀はじめごろ、華公人(子供)の雇入れは、通常十才から十二才(数え年、以下同じ)であり、別家を許されるのが三十一才から三十五才、自分家業が四十才前後であった。これは通常の場合であつて、奉公人の能力や勤務成績、あるいは奉公年令などによつて、かなり大きい差がある。ここではまず別家(記号では別宅という言葉が使われることが多い)が自分家業を許されるときの状況、および自分家業許可後も行わねばならなかつた「本家用向」が免除されるときとの状況をみよう。「ハ」内は筆者の補足である。

〔一〕 享保廿一年辰年正月九日

手代清兵衛家業申渡シ書付 (包紙)

申渡シ之覚

〔第一条〕
一 貴殿儀年采用向大切ニ被相勤、相滞儀無之令満足、依之此度自分家業申渡、勝手次第相応之商売可被致、尤不実之筋大行成儀一切被致間敷

〔第二条〕

一 自分家業之儀申渡、得共、其儘本家用向相兼相勤可給、追而差免可申、万支之儀愈無油断相談可給支

〔第三条〕

一 鴻池新十郎方用向、是迄之通立合相勤可被申支

〔第四条〕

一 諸御屋敷方勤方之儀、是迄之追相勤可被申支

〔第五条〕

一 前方ノ各付置、銀子、元利別紙覚書之通此度相渡シ申、申支

〔第六条〕

一 此後世帯料相止メ可申支

〔第七条〕

一 本家用向相頼、内、銀高拾五貫目元銀五ヶ年賦ニ預ケ可申、右預ケ銀之儀五ヶ年ニ限、儀ニても無之、幾年ニても本家用向相頼、内打返シ、預ケ可申支

〔第八条〕

一 銀八貫目無利ニ申渡迄元銀ニ而預ケ可申、切月ニ返并可被致支

〔第九条〕

一 此度為祝儀、銀子百枚相送申、并銀貳拾枚宛、宗誼、善右衛門ニ送申支

〔第十条〕

一 并兩替商売道具代銀拾枚相送申支

〔第十一条〕

一 自分家業罷成、間、年々勘定期おろし之時節帳面致披見、様ニ可被差出支

〔第十二条〕

一 自分家業申付、上本家手代共と馴合商売堅無用、尤金銀銭小借等一切被致間敷

前書之通此度申渡、此後無退屈相勤可被申、追而時節相考諸用差免可申、此度家業申付、へ共、身分重く罷成、へハ、愈万端氣を付相勤可被申、尤自分家業之儀無油断相統被相勤、子孫迄も相互ニ無状職申談、へハ、此方之存念も相叶可為本望、先ハ家業申渡、様ニ罷成、繁昌幾久目出度存、為其書付を以申渡、者也

享保廿一年辰年正月九日

善右衛門
喜右衛門
宗 誠
清兵衛殿

〔説明〕 手代清兵衛は、宝永元年十二才で入店し、享保八年三十一才で別家を許され、享保二十一年に四十四才で自分家業を許されたことになっている(万留帳)。ここにかかけた「家業申渡書付」では、享保二十一年正月九日に、自分家業を許されている。

自分家業を許すとはいっても、また第一条で「勝手次第相応の商売」をするように、とはいっていても、本家の羈絆から自由になつたのではなく、そのまま本家の用事を兼務しなければならなかつた(第二条)。本家用向の具体的内容の一部が第三、第四条であろう。すなわち鴻池新十郎方の用向き、諸御屋敷に關する用事をこれまで通りになすこと、である。そしてこれまでに積みたてられた名付銀を与え(第五条)、世帯料をやめ(第六

条)、そのかわり本家の用事を勤めている間は銀十五貫目を五カ年賦で貸し、それ以後でも本家用事を勤めているうちは、打ちかえし貸しつける(第七条)。そのほかに銀八貫目を申年暮(元文五年)まで満五カ年無利にて貸す(第八条)。祝儀として銀百枚(丁銀四貫三百目)は当主(五代宗益)より、宗誠(三代宗利)、喜右衛門(四代宗貞)よりおのおの式拾枚、そのほか両替商売道具代として銀式拾枚を与える(第九条)。本家の別家自分家業に対する規則は別家の勘定廻おろしの点検によってなされた。第七条、第八条の恩恵的な融資(無利息)のほかに、第十条のように別家の経営の監督権が明瞭に規定されているのである。いままでも私や川上氏によって分析された分家・別家の算用帳や大福帳は、検査の結果、本家にとりあげられたものであるのかもしれない。このような状態をみると、別家の財産は、すでに指摘したように(安岡前掲「両替商別家の経営について」)、別家の個人財産ということは出来ないように思う。將軍の、大名の知行宛行に対する、大名の、家臣の知行宛行に対する關係と同質であるようにみえる。別家に失態があればいつでも没収しうる権利を本家はもっていたのであろう。

第十条は、本家の手代を馴合いで商売することを禁じ、正式の手續をへない貸借を禁じている。

あとがきでは、子孫に至るまで「相互ニ無状職申談候」ことを期待しているが、これは、別家が子孫にいたるまで本家に忠実であるべきである、という要請であることを見落してはならない。

〔二〕 申渡シ之儀

〔第一条〕

一 貴殿儀年米用向大切ニ被相勤、相滞儀も無之令満足ハ、依之此度自分家業申渡シハ、則兩替商売申付、入用之物相調遣申ハ、家業無滞相勤可被申ハ、然共兼ニ申渡之通兩替商売不実之筋又ハ大行成更一切被致間敷ハ、兼而申聞セハ共、猶亦申渡ハ事

〔第二条〕

一 此度自分家業申渡ハ得共、本家用事相頼申度ハ、追而差免可申ハ得共、善右衛門幼年ニ在之ハ其内相続人ニ仕度ハ間、弥ハ大切相勤并家内之者善悪ヲ見届ケ沙汰被致、可然様ニ相談可給更

〔第三条〕

一 毎月寄合日之節、立合諸用相談可被致更

〔第四条〕

一 鴻池又右衛門方用向之儀只今迄之通立合相勤可被申更

〔第五条〕

一 善八方諸用并泊リ番、是迄之通勤可被申更

〔第六条〕

一 諸圍ニ用談在之差遣度時キニハ、其段可申渡ハ間、無違背罷越可被申更

〔第七条〕

一 諸御屋敷勤方之儀、広嶋、筑前、阿波右之三ヶ所重キ用更之節ハ罷越熟談可被致ハ、其外出之屋敷方ハ自分家業申渡ハ儀故相勤ハ及不申更

〔第八条〕

一 前方名付置ハ銀子元利、別紙覚書之通此度相渡申ハ更

〔第九条〕

一 此後世帯料相止メ可申更

并催合銀亥年ハ已年迄七年分割方此度相渡申ハ、尤催合銀之儀、次第ニ割符人数相増申ハ故、貴殿儀此度商売向も申付ハ儀故、此後ハ催合銀割符之儀差除キ可申更

〔第十条〕

一 此度兩替商売見世出シハ為祝儀、銀子百枚相送り申ハ更

〔第十一条〕

一 本家用更相頼ハ内銀高拾五貫目元銀五年賦預ケ可申ハ、尤預ケ銀之儀ハ五ヶ年切ニ限ハ儀ニても無之ハ、幾年ニても本家用更相頼ハ内打返ハ預ケ可申更

并右之外本家用向相勤ハ内、当座借シ銀八貫目借シ可申ハ、尤當之差引も右相極メ管ハ員數之違可被致ハ、毎幕預リ手形調可被差出更

〔第十二条〕

一 本家手代共ト内証ニ而則合商売更無用ニハ、尤金銀銭小借シ一切被致間敷ハ、縦如何程銀余儀申掛ケ共、我々急度申付置ハ由申入、取替被申聞敷更

附リ惣躰大者ケ間敷儀一切被致間敷ハ、自分家業致ハ付、

見世ハ切□金銀取引可在之ハ、右骨折ト□□□手代中

輕キ料理ニても振廻ハ儀、堅ク無用ニハ更

〔第十三条〕

一 此度兩替商売申付自分家業ニ罷成ハ間、年々勤定棚おろシの時分帳面致被見ハ、可被差出更

前書之通能ハ、相心得可被申ハ、此後無退屈相勤可被申ハ、追而時節ハ相考諸用差免可申ハ、此度家業申付ハ其方身分も重

ク罷成、ハハ弥万支氣ヲ付大切ニ相勤可被申、首尾罷休足被致、様ニ成行、ハハ此方も可致大慶、尤向後ハ商売被致、儀ニ條、前後無油断氣ヲ付相談被致、子孫迄も互ニ無腹藏申談、ハハ此方之存念ニも叶可為本望、先ハ家業も申渡、様罷成繁昌幾久目出度存、為其書付ヲ以申渡、者也

享保十一丙午年正月吉日

善 右衛門
喜 右衛門

〔説明〕 この「申渡シ之覚」は享保十一年正月の日付で、「一」の清兵衛より十年前のものである。写真撮影のミスで宛名は落ちているが「万留帳」によると享保十一年正月に自分家業を許されたのは、九兵衛であるから、この申渡シ之覚は九兵衛宛のものであると考えてさしつかえない。内容は、清兵衛のものと同小異である。九兵衛は、元禄九年十一才で入店し、享保十一年四十二才で自分家業を許された。別家の年度は不明である。享保十一年には、当主五代善右衛門宗益は十一才であり、三代宗利、四代宗貞が後見している関係から、九兵衛に対して店および家内の取締を命じている(第二、三条)。第四条で鴻池又右衛門家(初期の分家)の用事を勤めるように命じているのも、このとき又右衛門家の当主松之助が幼少であったからである。分家鴻池善八の経営は、分家したばかりであり、万端本家の指図を受けていたとみられ、本家から手代を交代で派遣していたようである。これが第五条にもあらわれている。善八は

鴻池太郎右衛門より養子にきて、四代宗貞の長女伊代(第五代宗益の姉)と結婚し分家となった。のちの善五郎の祖にあたる。善五郎の経営の一端については、旧稿においてふれておいた(安岡前掲「前期的資本の変質過程」参照)。

第七条では、広島・筑前・阿波の三藩の重要な要件の処理を命じて、他の藩の用事は免じている。各付銀、世帯料、貸付金については清兵衛と同じであるが、催合銀に関しては、清兵衛の「覚」にはない。これは催合銀制度が享保十五年より変化したためであろう(安岡前掲「享保期における商家奉公人の性格」)。

右の二例にみられたように、自分家業を許しても、その後幾年かは、本家勤務を継続するのが一般的な形であった。本家の態勢がとこのうと、本家勤務を免ずることになるが、これとても、完全な意味での本家勤務免除ではない。

〔三〕 享保十一丙午六月本家用向差免ノ節申渡シ書付
理兵衛江申渡シ覚書 (包紙)

申渡シ覚書

〔第一条〕 一貴殿儀年来本家用向大切ニ被相勤、何之差支も無之、首尾罷相勤被来、不有形珍重存、先達而自分家業申渡、得共、本家用向相兼被勤、様ニ申談、処、示合之通被相勤致大慶、段々手代中人數相加り、付、若手之面、江用向相勤させ見申度存念ニ付、貴殿儀此度本家用向差免申、若手之面、江勤させ蒙兼ル首尾、ハハ、追而又、相頼ノ品も可在之、其

節無違交相勤可被致世話、先々何茂工勤させ見申度用向差免支

并鴻池又右衛門方之用向之儀只今迄之通ニ可被相勤支

〔第一条〕

一備前ノ御扶持頂戴、広嶋ノ御紙支配被仰付、へハ、用向差免ノ上も屋敷見廻無之、い而ハ相成申間敷、其心得ニ可被罷出支

〔第三条〕

一対州御屋敷前、被出御扶持被遣、中国御屋敷御城代様御用向筋之儀是迄出来リ之支、其上善八儀若年ニハ御用談示合難成、間右御用筋も是迄之迄可被相勤支

〔第四条〕

一本家用支差免ニ付、当座管八貫目ヲ此後何茂並五貫目ニ減申間、其旨可被相心得支

〔第五条〕

一此度之為祝儀、銀子拾貫目相送り、并銀子式拾枚喜右衛門ノ遣之、幾久敷繁昌被致、子孫迄も不相変本家睦敷可被致者也

享保十一丙午年六月吉日

善右衛門
喜右衛門
理兵衛殿

〔説明〕この「申渡ス覚」は「本家用向差免候節申渡シ書付」であつて、史料〔一〕、〔二〕とは別種のものである。理兵衛は、元禄四年十一才で入店し、享保六年四十二才で自分家業を許されてゐる(別家年度不明)。

第一条は、本家の態勢もとのいつつあるから、本家用向を差免するが、若手の者たちで処理できない問題が起つたときには「違変なく相勤め、世話致さるべく候」といつてゐる。鴻池又右衛門方之用向も従来とおり勤めねばならない。大阪城代のほか、備前、広島、対馬、中国の四藩についても従来どおり、また鴻池善八の経営の補佐も命じてゐる(第二、三条)。

本家用向を正式に命じられたときには、銀十五貫目と銀八貫目の無利恩貸付金が提供されていたが、本家用向き免除になると、これが銀五貫目に減じてゐる(第四条)。しかし、一方祝儀として銀一〇貫目と銀二〇枚が与えられてゐる。注意すべきは、別家の自分家業を命じたときにはあつた、別家の帳簿検査規定がなくなつてゐることである。本家用向免除になつたときから、帳簿検査から解放されたかどうかの事実をたしかめることはできないが、規定がないから、これは免じられたと考えるべきであらう。とすれば、いろいろの用務は課せられてゐるが、いちおう自立したことになる。ときに理兵衛は四十七才である。

〔四〕享保十二丁未正月九日用向差免ノ節

九兵衛工申渡ス覚書

(包紙)

申渡ス覚書

〔第一条〕一貴殿儀年来本家用向大切ニ被相勤何之差支茂無之、首尾能相

勤被來、不大形珍重存、先達而自分家業申渡、得共、本家用向相兼被勤、様ニ申談、処、示合之通被相勤致大慶い、段々、手代人數相加りいニ付、若手之面、江用向相勤させ見申度存念ニ付貴殿儀此度本家用向差免申い、若手之面、江勤させ蒙兼ル首尾、ハ、追而亦、相頼、品も可在之い、其節無違変相勤可被致世話い、先、何茂江勤させ見申度用向差免、支

〔第一条〕

是迄広嶋御屋敷、阿波、筑前御屋敷御用向相勤被來、此後広嶋、阿波両御屋敷江清兵衛、市郎兵衛、八兵衛三人之面、相勤、様ニ申渡、間其段相心得、広嶋、阿波両御屋敷ハ此後勤相止メ可被申い、筑前御屋敷ハ御合力米被下、間、重御用談ニ罷出、平生之御用筋ハ若手之面、追、支馴、様ニ致度存念故、屋敷勤之儀用捨申付、支

〔第三条〕

鴻池又右衛門方之用向只今迄之通ニ可被相勤支并世帯料代りとして午正月ニ銀拾五貫目無利五年賦ニ預ヶ申い、本家用差差免、共、此銀高之分ハ約束之通借可申い、毎年定之通返弁可被致、

〔第四条〕

本家用差差免ニ付、当座借八貫目、此後何茂並ニ五貫目ニ減シ申い間、其旨可被相心得支

〔第五条〕

此度之為祝儀、銀子拾貫目相送い、并銀子式拾枚喜右衛門方遣之い、幾久敷繁昌被致、子孫迄も不相變本家陸敷可被致者也

享保十二年正月吉日

善右衛門
喜右衛門
九兵衛殿

〔説明〕 九兵衛は、さきへのべた九兵衛である。彼の場合は、自分家業は享保十一年であつたから、満一カ年で本家用向を免除されたことになる。奉公年令、自分家業年令は理兵衛と同じであつたが、本家用向の免除は理兵衛より四年はやい。

第一条は、本家用向を免じるが、依頼したときには本家の用事を勤めるよう命じている。第二条は、合力米をもらつている筑前藩の重要な用件だけは勤めることを指示している。九兵衛名儀でも合力米を与えられていたからであろう。彼もまた理兵衛と同様、又右衛門方の用向を命じられている。理兵衛の場合とことなっているのは、無利息の貸付銀がそのまま貸付けられていることである。これは通常、自分家業許可以後の本家勤務が五カ年だったのに、九兵衛は、四カ年早く本家勤務を免除され、五年の期限がきていなかったからであろう(第三条)。当座借、祝儀銀は、理兵衛と同じである(第四、五条)。

以上みたごとく、本家勤務免除は、決して完全な意味での免除ではなく、一部の勤務は継続している。そしてその額は減じたといえ、本家の無利息という意味で恩恵的な貸付も継続している。こうして本家勤務を免ぜられたのちも、顧問ないしは相談役ともいふべき形ではあるが、別家は本家とはなれがたく結びついていたのである。

三

初代善右衛門正成(宗信)の兄、鴻池又右衛門の後裔、鴻池又右衛門家では、正徳末年に当主夫婦が死亡したらしく、幼年の松之助の後見役に山中喜右衛門(三代宗利であろう)がなっている。享保四年、鴻池善右衛門家が、奉公人の自立に備えて、權合銀制度を創設したとき(安岡前掲「享保期における商家奉公人の性格」参照)、同時に、喜右衛門の指図で、又右衛門家においても、權合銀制度が設けられた。その後又右衛門を襲名した松之助が病身であったので、享保十一年、喜右衛門(これも三代宗利であろう)が、鴻池新九郎の実子新十郎を養子に入れ、又右衛門の弟とし、血統の存続をはかった。その翌年の享保十二年には、又右衛門、喜右衛門連名で、又右衛門家の手代たちに諸用向役割を定め、あわせて、自分家業そのほかの申渡しを行った。このときの控には、諸規定や別家の処遇の記録があつて、本家と別家の関係や別家の相続の問題にとつて、きわめて興味ぶかい事例を提供している。それと同時に、又右衛門家の制度は、以上の諸關係からもわかるように、鴻池善右衛門家の制度の影響を受けていると思われ、逆に又右衛門家の制度を通して善右衛門家の制度を推察しうる面もある。たとえば名付銀の与え方などである。そこでこの史料を紹介し、あとでかんなんな説明を加えることにしたい。〔 〕内の番号は整理のために、私がつけたものである。

鴻池又右衛門方手代中江諸用向役割
(表紙) 并自分家業其外申渡シ之扣
享保十二丁未年正月

〔一〕 定

一支配人中月ニ三日宛寄合日極置、用向立合相談可被、他参之面ニ在之、ハ、婦、節其品可被申通支

一常、算用合念を入致置可被申支

一先達申渡、堅メ之写巻物ニ致置、月日極置、惣手代中寄合、毎年謄聞セ可被申支

惣聞々万夏改役 庄 左 衛 門

惣手代中々内外用向之儀、日、申届々相統差図之上諸用念を入相勤ノ様ニ常々可被申談置、尤内外之儀万夏氣を付無油断相勤ノ様可被申容々事

諸方付届々并内用請込役 半 右 衛 門

万 右 衛 門
五 郎 兵 衛

諸方正之音物諸買物并内用之品右連中申合可被相勤
台所廻り諸方付届々之儀品々夏多キ儀ニ聞万夏氣ヲ付ケ可被相勤也、新田江彦右連中代り々参、地面会所用向念を入聞届々龜末之儀無之様可被申付支

支配人

半 右 衛 門
万 右 衛 門
五 郎 兵 衛

代判役

半右衛門
万右衛門
五郎兵衛

右之面々念を入相勤可被申、未至代判差免、節ハ時々至了簡之上其品可申渡支

絹反物請込
家内面々御状改
半右衛門
万右衛門
五郎兵衛

買置之反物并至來絹品多キ支在之、間、出シ入随分念を入帳面付置可被申、奉公人召抱ノ節御法々々条早速請狀取置可被申、請狀取置、已後請人差支之儀在之、ハ、申出、様常、申渡置請狀取替可被申支

前書役割之通銘、申合鹿末之儀無之様、可被相勤、尤同役申睦敷万支無隔意可被申合者也

享保十二丁未年正月吉日

又右衛門
喜右衛門書判

〔二〕 庄左衛門自分家業申渡、節書付

申渡々覚

〔第一条〕 貴殿儀本家用向年来大切ニ被相勤相滞儀も無之、不大形令満足々々、依之此度自分家業申渡、存付之商売も在之可被致々、急ニ存付も無之、ハ、諸方江之借銀作廻迄ニ追而存付

之商売勝手次第可被致申支

〔第一条〕

此度自分家業申渡、得共又右衛門病身之上未年若ニ在之、ハ、是迄之通本家用向相兼相勤可給、追而用向差免可申、得共前書之首尾、間、弥以内外之儀大切ニ相勤并家内之者共善悪見届、沙汰被致、可然様相談可給、尤自分家業ニ相成、故、諸支之用向遠慮在之様ニ成行、而ハ如何ニ存、間、此儀者弥無疎意可被申談支

〔第二条〕

一 毎月寄合之節立合諸用相談可被致支

〔第四条〕

一 勤来り之御屋敷方へ八年始八朔御礼相勤、重キ用支之節ハ只今迄之通ニ罷出熟談之致用事之趣差支無之様ニ示合可被致支

并新田用向之儀立合同前ニ聞届沙汰可被致支

〔第五条〕

一 前方々名付置、銀子七貫五百自分相渡、月利利足相加へ何時ニても勝手次第相渡可申支

〔第六条〕

一 此後世鉢料相止メ可申支

并催合銀亥年々午年迄八ヶ年分壹貫六百目勝手次第相渡可申、催合銀之儀ハ次第ニ人数増ハ故貴殿儀も此度商売向申付、儀故此後ハ催合割符差除可申支

〔第七条〕

一 此度自分家業申渡ハ為祝儀、銀子三貫目相送りハ

〔第八条〕

一 本家用支相頼、内世鉢料代りとして銀子拾三貫目元銀ニ而預ケ可申、尤年数五年之間預ケ其銀子本家ニ而借銀之内へ加へ

利廻シ致遣可申、右銀高之預り手形認被差出、五年之間利足毎年右預り手形之裏書取相渡可申、右預ケ銀之儀ハ五年ニ限ハ儀ニても無之、幾年ニても相頼ノ内ハ証文致借可申支

〔第九條〕

此度自分家業ニ罷成ノ間、年々勘定棚風帳之写相調、本家棚

風之時節ニ持參^(カ)可之、被見致可申支

前書之趣能、相心得可被申、此後無退屈相勤可被申、追而時節ヲ相考、諸用差免可申、此度自分家業申付ノハ其方自分も弥重。罷成ノハ諸事氣ヲ付大切ニ相勤可被申、首尾能被相勤休足被致ノ様成行ノハ此方も可致大慶、尤向後ハ右之通自分家業申渡ノ儀ニハ間、随分無油断被作廻、子孫迄も相互ニ無腹藏申談ノハ此方之存念も叶可為本望、先ハ家業申渡ノ様ニ罷成次第繁昌幾久目出度存、為其書付を以申渡ル者也

享保十二丁未年正月十七日

又 右 衛 門
喜 右 衛 門

〔三〕 請取申銀子之支

一 銀壹貫六百目ハ 但亥年ノ半年迄
八ヶ年分催合銀

一 銀三貫目ハ 御名付銀元利

此度自分家業被仰付ル御祝儀

合

右之銀子此度自分家業仰付被下置雖有恭慥請取申、為後日

請取手形仍如件

享保十二丁未年

庄 左 衛 門

鴻池又右衛門様

同 喜右衛門様

右銀子之外四ヶ一之時分被下置、銀高拾貫目自分銀子相加ヘ御本家へ御預ケ申上、年々利廻シ被仰付被下ル銀高元利(空白) 罷出し右銀子も此節一所ニ御渡被下難有慥受取申、已上

〔四〕 預り申渡子之支

合銀拾三貫目也

右之銀子慥預り申所実正也、何時成共御入用次第此手形を以相渡可申、為後日預り手形仍如件

享保十二丁未年正月

庄 左 衛 門

鴻池又右衛門様

右之銀御本家御用向相勤ノニ付、世帯料之代りとして未年ノ亥年迄五年之間元銀ニて御借シ被下、難有奉存、亥極月ニハ元銀返弁可仕ノ間奉畏、其以後も御本家御用相勤ノ様ニと思召ノハ無違交相勤可申、左ノハ、又、右銀子御借可被下之旨奉承知、已上

〔五〕 又右衛門方名付銀之扣帳致、ニ付左之通前書致遣ス

名付銀申渡シ之次第

〔第一條〕

一五百目 子銅之者致元服拾年目位初テ名付ル、式度目

〔第二条〕
一書貫目

〆ハ書貫ツ、名付申
外様手代奉公ニ出、年〆十年目程ニ初テ名付
ル、式度目も同前申付、

〔第三条〕
一書貫五百目

別宅申付判形役ニ罷成、上
右初而名付遣シ、已後其者勤柄ニ応、式年目三年目程遣来
ル、尤月書歩相加ヘ手前ニ元利預り置

〔第四条〕
一三貫目

支配人自分家業申渡シ本家用向相兼勤ル節之
祝儀銀

右者支配人自分家業申渡ノ節、本家用向相兼勤させル者へ
ハ、為祝儀銀、右之高可相送り、尤本家用向相兼勤不申者へ
ハ、右祝儀銀止メ、催合銀割方銀之元利ニ相応之元手銀遣
之、三口之銀高之利足ニ而渡世成行ノ程ニ可被申渡、委細ハ
善右衛門方ニ格式在之、条承合可被申付支

〔第五条〕

一支配人本家用向相兼勤させ、人柄ハハ、勤ノ内世帯料ハ自分
家業申渡シ之時〆相止メ、世帯料之代りとして五年切ニ銀
拾三貫目元銀ニて借シ分ニ致、手前〆直ニ屋敷方借シ銀之内
へ相加ヘ、年々利銀相渡シ、預リ手形取置、其手形之裏書ニ
右利銀之受取為致取可被申、五年已後も本家用更相兼ノ者
へハ幾年ニても勤ノ内ハ右銀高借シ可被申、尤右借シ銀屋
敷へ加ヘ滞儀在之、ハ、本家〆振替其人江ハ無滞五年之利足
相渡ノ様可被致支

并末ニ至本家用更差免シ自分家業直ニ申付、ハ、其時年

(速力)

數相考、元手銀相応ニ可被相送り、此格式善右衛門方ニ
委細扣在之、間承合可被申支

〔第六条〕
一八貫目

右支配人ニ申付、手代中江為家代別宅申渡、以後一兩年も
過、弥突鉢之勤柄ニハ、右之家代申渡シ本家ニて月書歩之
利廻ニ致、追而相応之家屋敷求メ、節、元利銀高之受取手形
取置、銀子相渡シ可申、支配役之外ハ家代名付ニ及不申、
尤右家代申渡、以後不念之義在之、ハ、家代取戻シ儀も格
式在之、此段ハ其時ノ之考可在之支

前書之通手代中江之致方荒増為心得書付置申、猶又了簡之
へ随分召使之者無ニ相続在之ノ様ニ兼、憐愍之了簡厚ク思慮
被致、追、立身可被申、左、ハハ自然とはげミも出シ勤可申
、左様ニ成行、ハハ家、繁昌子孫之栄外無之、能ク可有思
慮之者也

享保十二丁未年正年吉日

善 右 衛 門 書 判 斗

鴻池又右衛門殿

〔一八〕 自分家業申渡ノ節一札手代中判取事

一札之事

一其方様御家ニ私共御奉公相勤ル処年来段、御取立銘、妻子
迄結構ニ渡世仕ル様ニ被成下難有奉存、然ル上者私共子孫
末、迄茂御家之御差図少茂相背せ申聞敷、尤私共実子無之

養子たり共右之趣子孫迄申伝、御家之礼式後、迄急度相勤可申い、為後日之追、判形仍如件

享保十二年未正月吉日

山中又右衛門様

山中喜右衛門様

〔七〕 定書

一享保十四巳酉年九月晦日手代庄左衛門急病ニ而致死去い、実子伝吉水子之儀跡目相続難成趣故、庄左衛門兼而存念書相調賃令披見、処、伝吉姉さちニ本家手代之内五郎兵衛養子ニ仕跡目相続仕、実子伝吉ハ五郎兵衛嫡子ニ相立異ノ様ニと書付在之、夫故本家三代中庄左衛門後家さん持一家共へ右之趣相談為致、処、一統ニ差支無之ニ付、願之迄五郎兵衛ニ名跡申付度旨町内へ茂案内申入、処得心在之、追而五郎兵衛さち妻合可申支

五郎兵衛末、実子も段々出生ニ在之、然ル処伝吉儀、五郎兵衛嫡子ニ立置、五郎兵衛子供出生、以後、未々仕分ケ之儀六ヶ敷可在之ニ致推察、則此度六拾貫目余五郎兵衛元手銀ニ讓渡し、三拾七貫目伝吉分本家江預り遣い支

母さん儀病身ニ在之、併未年若之者ニ在之、ハハ後家ニ罷罷在、儀無寛免存、達者ニ罷成以上相談次第ニいつかた江成共縁付為致可被申い、然ル時ハ拵ホ入用銀可在之、間右三拾七貫目銀利廻シ三年目之暮ニ元利之内拾貳貫目引取拵仕縁付為致可被申い、若縁付望不申引籠心安暮度旨願ハ、右三

拾七貫之内ハ飯料として一ヶ年銀巻貫目百壹貫三四百匁迄之銀高相渡シ致渡世ノ様可被申渡支

一伝吉儀水子之儀ニ在之、間十三三迄ハ五郎兵衛方ニて養育仕、其以後ハ本家へ差出シ儀裁又ハ五郎兵衛方ニて致養育、廿歳過ハ、本家時々之支配人五郎兵衛相談之上、別宅為致可被申い、万一伝吉不仕合ニ罷成ハ、遺物銀皆々五郎兵衛江讓請可被申支

一親庄左衛門法名向林常栄信士ノ遺物ニ伝吉へ讓渡し銀高三拾七貫目ヲ享保十五庚戌年ノ年六朱ニ、子ノ暮迄年数十五年之間元利盛リ上ケ本家ニ預リ置、子ノ暮ニ伝吉江相渡、帳面調、翌丑ノ年ハ姉婿五郎兵衛本家時々支配人後見仕、致利廻、家業相続之時節、此銀子之内ハ相応之家屋敷諸道具求メ、縁組為致、前書之連中後見仕、自分家業為致、本家江立入仕、幾久敷繁昌仕ノ様可被申談、尤丑年ハ自分作廻ニ利廻シ仕、ハハ自分之損徳ニて本家ニ替不申ノ間、無油断走り方念ヲ入借シ付可被申、為後証書付認置ノ者也

享保十五庚戌年正月吉日

山中 宗 誠書判
本家時々支配人中

鴻池五郎兵衛殿
同 伝 吉殿

右之書付相認成二月十二日
新十郎方遣シ庄左衛門書置
と一所ニ置

〔一〕この定めは、又右衛門家の中核の機構をあきらかにしたものである。まず支配人たちの合議制を規定し、家法の遵守を命じている。そして「惣届届々万更改役」として庄左衛門、「諸方付届々井内用請込役」として半右衛門、万右衛門、五郎兵衛の三名が任命され、半右衛門、万右衛門、五郎兵衛の三名は、支配人、代判役にも命ぜられている。さらに具体的任務として、「緇反物請込」が半右衛門、「家内面々御状改」が万右衛門、五郎兵衛となつてゐる。このなかでは、庄左衛門が総支配人の地位にあつたと推察され、他の三人は重役にあたるものと思われる。

〔二〕享保十二年正月十七日には、庄左衛門は自分家業を許された。この「申渡ス覚」は、善右衛門家のそれとほぼ同じ内容を記している。異なる点は、当主又右衛門が病身であるから、自分家業後も本家の用事を熱心によつてほしい、と要請していることである。そのため、第二、三、四条は、善右衛門家の場合とやや異つた調子になつてゐる。祝儀銀、貸付金の制度もあるが、その額は善右衛門家よりややすくない。年々の勘定棚おろし帳の点検も規定されている。

〔三〕は自分家業のとき庄左衛門が請取つた銀高を記したものである。名付銀の利息が算出されていないので、合計額が無記載になつたと思われる。後書の「四ヶ一之時分」とは享保三年に行われた新銀への切換えの時をさしてゐるのであろう。このとき善右衛門家では、帳簿の資産は四分の一に切り下げられた(安岡「前期的資本の蓄積過程」)、同志社商学、第一一巻五

号、一九六〇年、参照)。このとき、庄左衛門は銀一〇貫目も与えられたのであるから、相当の功績があつたのであろう。自発的にであつたかどうかかわからないが、庄左衛門が、この銀高を本家の貸付に加えてほしいと願つてゐることをみると、彼がこのとき、自分家業を本格的にはじめたのではなかつたことを示している。

〔四〕は、世帯料の代りに貸付けられた銀高の預り証文である。〔五〕これは、又右衛門家の名付銀の規定であり、どういふ条件のもとで、いかほどの名付銀が与えられたかを規定している。この文書は、善右衛門家三代目の宗利(善右衛門)が、又右衛門に対して与えたものであつて、善右衛門家の制度をほぼ踏襲するよう指示しているとみられる。

第四条では、自分家業を許されて、本家勤務をしないものには、銀三貫目の祝儀銀を与えず、相応の元手銀を与えることにしている。そして給与銀全額の利息で渡世できるよう配慮している。実は、自分家業を許されて本家勤めをしない場合について、善右衛門家の規定は、はっきりしないが、ほぼ同様であつたろう。ここでは別家たちは利子生活者となることが前提となつてゐる。

第五条では無利息貸付銀の運用の仕方のがべられていて、興味深い。この貸付銀は、本家の大名貸に加えられ、その利息を裏書をもつて別家に与え、滞りが生じた場合は、本家が保証してやることになつてゐる。本家用事免除のときの条件は、善右

衛門家の制度を踏襲しているようである。第六条は、支配人になった手代に対する家代の規定である。この家代は、与えられたものではなく、貸付られたものである。これも、善右衛門家の事情は、この時点では、あきらかになっていない。

〔六〕これは自分家業を許された手代からの請書である。子孫末々まで実子養子の区別なく、本家の指図に背かないと誓約している。

〔七〕この定書は、庄左衛門死去に際してとりきめられた相続問題の処理の仕方を示している。すなわち実子伝吉が嬰子であつて直ちに相続できないから、伝吉の姉きちに本家手代（支配人）五郎兵衛を養子縁組させ、伝吉成長のときには、相談の上にて、別宅の方法を考える。後家さんの将来についても、再婚の有無の双方について、保証をはかっている。この定の署名は善右衛門家三代宗利（宗誠）のものであり、又右衛門家の事実上の運営者が宗利であつたことを示している。

宗利は中興の祖といわれ、鴻池家の家産の維持に努力し、その後の鴻池同族団のあり方を基本的に確定した人物である。この処置をみていると別家家族の生活を保証しつつ、一方において別家財産の散逸防止にまで非常な配慮をなしていたことがわかるであろう。このことは、別家についてだけ行われたのではない。分家制度についても、きわめて大きい改革をなし、また鴻池家の経営方向を規定し、その後の同家の動向をほぼ決定づけた。

私は、初期の分家と享保以降の中期の分家とは、鴻池善右

衛門家（本家）に対する関係は異り、初期の分家の方が自立度、がたかいと論じたことがある（前掲、前期的資本の変質過程）。享保期の又右衛門家の地位は、この理解とは合致しない。この点は検討を要するが、享保期の又右衛門家の状態は、非常事態ともいえる事情にあり、このときとくに善右衛門家の保護と干渉を受けたものと考えたい。分家の問題については、あらためて稿を草したい。

（一九六五年五月六日稿）